

仙台城跡保存活用計画等検討委員会設置要綱

(平成 29 年 9 月 8 日教育長決裁)

(設置)

第 1 条 国史跡仙台城跡の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）及び整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の内容について、有識者等の意見を広く反映させるため、仙台城跡保存活用計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる計画について、当該各号に定める事項を検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 保存活用計画 仙台城跡の保存管理、活用及び整備についての基本方針その他必要な事項
- (2) 整備基本計画 保存活用計画に示す基本方針に基づく仙台城跡の整備の方法、実施の行程その他必要な事項

(組織等)

第 3 条 委員会は、歴史学又は考古学の専門的知見を有する者その他教育長が必要と認める者をもって組織し、委員は、教育長が委嘱する。

- 2 委員会は、前条の規定による報告が全て終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、教育局生涯学習部文化財課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 8 日から実施する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。